

東かがわ市規則第12号

東かがわ市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年東かがわ市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p>	
<p>第10条の2 <u>フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、市長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</u></p>	
<p>2 <u>前項に規定するもののほか、条例第18条第1項において準用する給与条例第27条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。</u></p>	
<p><u>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)</u></p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p><u>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</u></p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>
<p>第12条 <u>条例第28条第1項に規定する市長が規則で定めるものは、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。</u></p>	<p>第12条 条例第29条第1項に規定する市長が規則で定めるものは、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。</p>
<p>2 <u>条例第28条の規定により準用する給与条例第24条から第26条までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。</u></p>	<p>2 条例第29条の規定により準用する給与条例第24条から第26条までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。</p>
<p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p>	
<p>第12条の2 <u>条例第29条第1項に規定する市長が規則で定めるものは、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。</u></p>	
<p>2 <u>パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、市長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</u></p>	
<p>3 <u>前項に規定するもののほか、条例第29条において準用する給与条例第27条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範</u></p>	

改正後					改正前																																																																																																																															
<p>囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)</p> <p>第13条 略</p> <p>(条例第27条第1号の規則で定める額)</p> <p>第14条 条例第27条第1号に規定する市長が規則で定める時間は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間に勤務時間条例第10条に規定する休日数を乗じて得た時間とする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>職種別基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域クラブ活動コーディネーター</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>クリーンセンター清掃員</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>窓口業務</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域クラブ活動統括コーディネーター</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>教育連携コーディネーター</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育指導員</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>教育支援センター専門支援員</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援員</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>					職種	基礎号給		上限		職務の級	号給	職務の級	号給	略					地域クラブ活動コーディネーター	略				クリーンセンター清掃員	1	5	1	13	窓口業務	1	5	1	13	調理員	略				略					地域クラブ活動統括コーディネーター	略				教育連携コーディネーター	2	1	2	9	特別支援教育指導員	2	1	2	9	教育支援センター専門支援員	略				スクールソーシャルワーカー	2	9	2	17	子ども家庭支援員	2	9	2	17	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)</p> <p>第13条 略</p> <p>(条例第28条第1号の規則で定める額)</p> <p>第14条 条例第28条第1号に規定する市長が規則で定める時間は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間に勤務時間条例第10条に規定する休日数を乗じて得た時間とする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>職種別基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域部活動コーディネーター</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>クリーンセンター清掃員</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域部活動統括コーディネーター</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>教育連携コーディネーター</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>教育支援センター専門支援員</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>					職種	基礎号給		上限		職務の級	号給	職務の級	号給	略					地域部活動コーディネーター	略				クリーンセンター清掃員	1	5	1	13	調理員	略				略					地域部活動統括コーディネーター	略				教育連携コーディネーター	2	1	2	9	教育支援センター専門支援員	略				スクールソーシャルワーカー	2	9	2	17
職種	基礎号給		上限																																																																																																																																	
	職務の級	号給	職務の級	号給																																																																																																																																
略																																																																																																																																				
地域クラブ活動コーディネーター	略																																																																																																																																			
クリーンセンター清掃員	1	5	1	13																																																																																																																																
窓口業務	1	5	1	13																																																																																																																																
調理員	略																																																																																																																																			
略																																																																																																																																				
地域クラブ活動統括コーディネーター	略																																																																																																																																			
教育連携コーディネーター	2	1	2	9																																																																																																																																
特別支援教育指導員	2	1	2	9																																																																																																																																
教育支援センター専門支援員	略																																																																																																																																			
スクールソーシャルワーカー	2	9	2	17																																																																																																																																
子ども家庭支援員	2	9	2	17																																																																																																																																
職種	基礎号給		上限																																																																																																																																	
	職務の級	号給	職務の級	号給																																																																																																																																
略																																																																																																																																				
地域部活動コーディネーター	略																																																																																																																																			
クリーンセンター清掃員	1	5	1	13																																																																																																																																
調理員	略																																																																																																																																			
略																																																																																																																																				
地域部活動統括コーディネーター	略																																																																																																																																			
教育連携コーディネーター	2	1	2	9																																																																																																																																
教育支援センター専門支援員	略																																																																																																																																			
スクールソーシャルワーカー	2	9	2	17																																																																																																																																

改正後		改正前	
イングリッシュコーディネーター	略	外国語活動アシスタントリーダー	略
略		略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。